東京都北区社会教育関係団体の表記について

平成２４年９月２４日　教育長決裁

東京都北区社会教育関係団体の登録及び取扱に関する要綱（平成１２年１月２５日教育長決裁）に基づき、社会教育関係団体として登録した団体が、案内、パンフレット、チラシ、ホームページなどにその旨を表記する必要がある場合は、事前に生涯学習・学校地域連携課に協議し、その指示に従うこと。